

## 国の学校適正規模・適正配置の基準・考え方

## 【学校規模（学級基準）】

## ○学校教育法施行規則

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。

※ 同規則第 79 条により、中学校に準用。

## ○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第 4 条 法第 3 条第 1 項第 4 号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。

## 【学校配置（通学基準）】

## ○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第 4 条 法第 3 条第 1 項第 4 号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 略

二 通学距離が、小学校にあってはおおむね 4 キロメートル以内、中学校にあってはおおむね 6 キロメートル以内であること。

○公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き〔文部科学省・H27〕  
(P15, 16)

「小学校で 4 km 以内、中学校で 6 km 以内という基準」に加え、「通学時間について、「おおむね 1 時間以内」を一応の目安として各市町村が判断（適切な交通手段を確保し、遠距離通学のデメリットを一定程度解消する前提）するもの」と示されている。

## 他自治体の学校適正規模・適正配置の基準・考え方

### ■兵庫県内自治体・近隣自治体の状況

自治体名	基準等の内容	考え方								
姫路市	<p><b>1 学校規模</b></p> <p>(1) 望ましい学校規模</p> <table border="1"> <tr> <td>小学校</td> <td>12学級～24学級</td> <td>中学校</td> <td>9学級～24学級</td> </tr> </table> <p>(2) 望ましい学級規模 複式学級にならない程度の人数が一つの目安</p> <p><b>2 学校配置（通学条件）</b></p> <table border="1"> <tr> <td>小学校</td> <td>4 km以内</td> <td>中学校</td> <td>6 km以内</td> </tr> </table> <p>※時間は1時間以内</p>	小学校	12学級～24学級	中学校	9学級～24学級	小学校	4 km以内	中学校	6 km以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>○クラス替えが可能</li> <li>○中学校は、上記に加え、全ての授業で教科担任による学習指導を行うため</li> <li>○一定の学級規模（人数）が確保されていることが望ましい</li> </ul>
小学校	12学級～24学級	中学校	9学級～24学級							
小学校	4 km以内	中学校	6 km以内							
三木市	<p><b>1 学校規模</b></p> <p>小学校、中学校ともに、国の示す標準である12学級から18学級を念頭に、一定の集団規模（1学年2学級以上）を確保することを目指す。</p> <p><b>2 学校配置（通学条件）</b></p> <table border="1"> <tr> <td>小学校</td> <td>4 km未満：徒歩 4 km以上：バス</td> <td>中学校</td> <td>6 km未満：徒歩 又は自転車 6 km以上：バス 又は自転車</td> </tr> </table> <p>※時間は1時間以内</p>	小学校	4 km未満：徒歩 4 km以上：バス	中学校	6 km未満：徒歩 又は自転車 6 km以上：バス 又は自転車	<ul style="list-style-type: none"> <li>○一定の集団規模（1学年2学級以上）を確保</li> <li>○国の示す標準の12～18学級を念頭におく</li> </ul>				
小学校	4 km未満：徒歩 4 km以上：バス	中学校	6 km未満：徒歩 又は自転車 6 km以上：バス 又は自転車							
三田市	<p><b>1 学校規模</b></p> <table border="1"> <tr> <td>小学校</td> <td>12～18学級 (各学年2～3学級)</td> <td>中学校</td> <td>9～18学級 (各学年3～6学級)</td> </tr> </table> <p><b>2 留意事項</b></p> <p>学校再編後の通学時間は「おおむね1時間を超えない」よう配慮</p>	小学校	12～18学級 (各学年2～3学級)	中学校	9～18学級 (各学年3～6学級)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○クラス替えが可能</li> <li>○運動会・音楽会・文化祭等の学校行事の活性化が図れる</li> <li>○免許外指導の課題が一定程度解消</li> <li>○教員数を確保でき、学校運営が余裕を持って行える</li> </ul>				
小学校	12～18学級 (各学年2～3学級)	中学校	9～18学級 (各学年3～6学級)							
福知山市	<p><b>1 学校規模</b></p> <p>(1) 複式学級のある学校を対象に適正規模・適正配置を進める。</p> <p>(2) 各学年に単式学級を設置できる小学校6学級、中学校3学級以上を確保することを目指す。</p> <p>※ 統合の場合、1学級が20人程度の学級集団を目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校は12～18学級、中学校は9～18学級が望ましい学校規模</li> <li>○広い市域・多様な地域で構成される実情と現状を考慮すると、どの学校でもクラス替えなどの規模を確保することは困難</li> </ul>								
京丹後市	<p><b>1 学校規模</b></p> <table border="1"> <tr> <td>小学校</td> <td>1学年2～3学級</td> <td>中学校</td> <td>1学年3～6学級</td> </tr> </table> <p>ただし、適正規模に達しない場合でも、小学校においては6学級以上で1学級20人を下回らないこと、また、中学校においては1学年あたり2学級以上の学校規模の形成を目指す。</p>	小学校	1学年2～3学級	中学校	1学年3～6学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>○複式学級（今後予測される複式学級を含む）を速やかに解消する</li> </ul>				
小学校	1学年2～3学級	中学校	1学年3～6学級							

□各自治体公表資料及びホームページより抜粋【2020年6月時点】